

開設による遵守体制の整備、③企業倫理委員会、企業倫理監査、実情調査等によるフォローアップ体制の整備の3つの柱で体制を整備し実践することが肝要であるとされている（資料21）。

日本企業におけるコンプライアンス体制及び内部統制の現状をみると、②の遵守体制については大企業を中心に比較的よく整備され、一定の実践が行われているが、経営者トップによるリーダーシップや意思表示が十分でない、内部通報制度は作られているが機能が十分でないといった場合があり、中堅企業以下では内部通報制度は作られていないところが多いという状況にある。また、③のフォローアップ体制については、企業倫理委員会が形骸化している、倫理監査はほとんどされていないなどの状況にあり、一部の事業場を除き、なお発展途上の状況にある。

石油精製業界が自主検査導入の条件の提案において、不正防止のための担保措置として、経営トップ・現場のトップにより意思表示すること及び企業倫理委員会が機能することがあげられている。これらはコンプライアンス及び内部統制の体制及び実践に関するものであり、現状では十分な状況にあるとは言えないが、今後、コンプライアンス及び内部統制の体制整備及び実践の状況が優良な事業場であること、例えば、経営トップが、いかなる経営環境にあっても社内検査の手順・方法を現場が遵守することについて経済上の圧力がないよう保証・支援する方針の表明及びコンプライアンスや内部統制の体制が整備され、永続し続けるものとして全社的な取組により機能していることが示されれば、検査の公正性・独立性の一定の担保になり得ると考えられる。

以上のことから、社内検査の公正性・独立性に関する条件として次のことが考えられる。

条件3 石油精製業界においては、今後ア及びイをベースに、いかなる経営環境にあっても、社内検査の検査手順・方法が適正に守られる体制が整備され永続する仕組みを検討し、その社内検査の仕組みを実施すること。

また、業界全体において、その仕組みを実施することによって、不正等による認定の取消し事案が発生しないこと及び社内検査について連続運転の事前審査等に定めた検査箇所・手順・方法が遵守されることを実績で示すこと。

7 現行制度の運用の改善について

石油精製業界の要望において製油所での性能検査における現行制度のデメリット（自主検査のメリット）として石油精製業界が主張している点については、現行制度の下において第三者検査機関による検査の運用を改善することにより解消可能と考えられる。

ア 自主検査化により、設備開放時の検査、工事等について性能検査受検日にとらわれることなく計画を立てることができ、また性能検査対象機器全数の社内検査終了を待った上で性能検査を受ける必要がなくなることによって、設備を停止しての工事等の工程が1、2日短縮できるとしている。これについては、現行制度の下でも第三者検

査機関が検査の実施日時について受検者の希望に柔軟に対応し、随時検査を実施できるようにすること等により解消できる。

イ 自主検査化により、性能検査時の立会いのため保全・運転・保安担当者が多数拘束されることがなくなるとしているが、これについては、現行の第三者検査機関の性能検査時の立ち会いを担当者1名で可とすることによりこのような負担は軽減できる。

ウ 自主検査化により、性能検査終了後の合格内示を待つことなく運転に向けた復旧工事に着手できるようになり、工事等の工程が1日程度短縮できるとしているが、これについては、現行制度の下でも第三者検査機関は合格の内示を原則として検査の現場で出すようにすることにより解消できる。

本検討会としては、行政が中心となって登録性能検査機関及び石油精製業界の間の調整を行い、上のア、イ、ウの点について現行の第三者検査機関による性能検査の運用の改善の取組が行われよう提言する。

「ボイラー等の自主検査制度の導入の可否に関する検討会」開催要綱

平成18年8月

1 目的

規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）において、一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準について安全の確保を前提に検討すること、その結果、認定制度・基準が整備された場合は認定基準に合致する事業者について自主検査を認めることとされているところである。

このため、労働安全衛生法におけるボイラー等の自主検査認定制度・基準の導入について可否を含めて調査審議を行うことを目的とし、各分野の学識経験者により検討を行うこととする。

2 検討事項

本検討会は、次に掲げる事項について精査の上、労働安全衛生法におけるボイラー等の自主検査認定制度・基準の導入について可否を含めて検討し、報告書を取りまとめるものとする。

- (1) 我が国における労働災害の発生状況
- (2) ボイラー等の連続運転認定事業場における問題点
- (3) 自主検査制度を導入している他法令の設備の安全水準及び遵法水準
- (4) 日本企業における内部統制の現状及び問題点

3 運営

- (1) 本検討会は安全衛生部長が招集する。
- (2) 本検討会の参集者は別紙（省略）のとおりとする。
- (3) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (4) 座長は座長代理を指名する。
- (5) 本検討会には、必要に応じ、別紙の参集者以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。また、関係業界団体、関係事業場、労働組合、登録性能検査機関等からヒアリングを行うことができるものとする。
- (6) 本検討会は、原則として公開とすることとするが、検討に当たり、企業のノウハウ等に係る個別事案を取り扱う際には非公開とする。
- (7) 本検討会の事務は、労働基準局安全衛生部安全課において処理する。

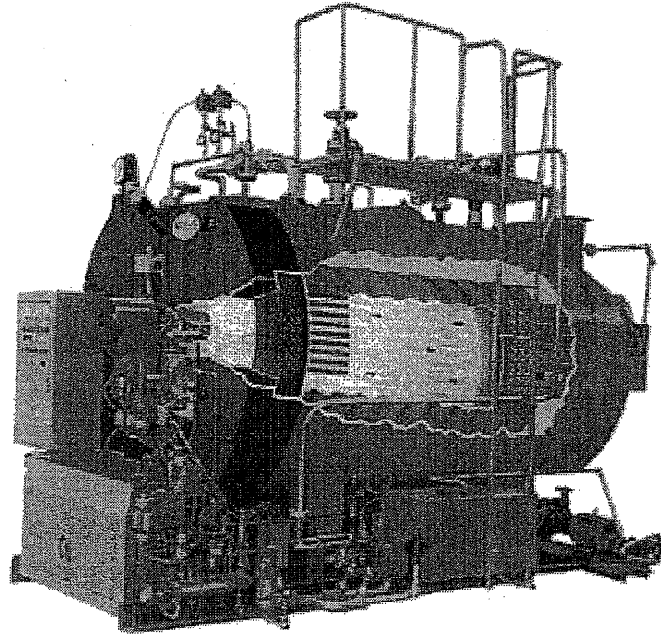
4 その他

この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

ボイラー及び第一種圧力容器について

1 ボイラー

(1) 炉筒煙管ボイラーの例



(2) ボイラーの区分

